

学園長就任のごあいさつ

新学園長 佐藤敬二(立命館大学)

去る六月二十四日に開催された第十回(通算第六十六回)園員総会、ならびに引き続いての理事会において、学園長に選任されました。杉山雅人前学園長が総会ご挨拶の中で、コロナ禍のもとで本学園を縮小する覚悟も持って取り組んできた旨を述べられたように、厳しい状況の中でも勤労者教育を進めてこられた諸先輩のご努力の上に本学園の現在があります。学園長としての任を託されるにあたり、身の引き締まる思いです。

本学園は、戦前からの勤労者教育の取り組みを受け継ぎ、一九五七年(昭和三十三年)に創立され、二〇一三年(平成二十五年)には公益社団法人へ移行しました。定款にあるように、勤労者の能力と地位の向上を図る社会文化教育事業を行い、より安定した職業生活、及び勤労者の仕事と生活の理想的な調和の実現に寄与することを目的としています。そのために、京都府・京都市といった地方自治体、連合京都・京都総評といった労働団体、大学教員等の学識経験者の三者が連携・協力して運営する、全国にも類をみない京都独自の組織形態をとっています。さらに、京都府知事・京都市長・理事として運営に携わってこられた方々を顧問にお迎えするとともに、事務局職員が全体を支えています。

具体的には、「京都労働学校」、「府市民教室」、「英会話教室」、「パソコン教室」などを行うとともに、無料の公開セミナーを開催しています。本学園の講座は、単に受講料が安価であるにとどまらず、定款に示された目的を果たすものである点に意義があります。私の専門は労働法研究ですが、この数年だけでも、男性の産休を認める育児介護休業法改正、パワハラ禁止法、正規非正規労働者間の均等・均衡処遇原則の立法、働き方改革関連諸立法など、毎年のように勤労者にとって重要な立法が続いています。これらは、法律の条文を見るだけでは内容の理解がむづかしく、専門家による解説が必須です。勤労者が自らの権利を知ることが勤労者教育の最初期からの課題ですが、現在も変わらず重要です。

本学園は公益社団法人ですので、「実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」(公益法人法十四条)公益目的事業が、全事業の五割以上の比率をしめなければならず(公益法人法十五条)、収益を上げることは制限されており財政基盤が強固とはいえません。コロナ禍で、事業を停止したり、人数や取り組み方法を制限した上で実施したり、感染防止対策を施したりとの取り組みが2年以上続いていることは、事業運営に重大な影響を与えています。しかし他方で、オンライン受講の環境を整備した効果として、本学園に足を運ばずとも受講できる条件が生まれ、受講生を高校生にも拡大するなど、新しい取り組みも進めています。今後も本学園の目的を果たすために積極的な取り組みを続けていきたいと考えています。皆様からのますますのご支援とご協力をお願いいたします。